

かばねの朝臣は阿曾美にて、吾兄臣といふことなり、然るを天武天皇の御世に八色のかばねを定め給へる時より朝臣とは書始められたり、そは此字のあさおみの訓を借て約めたる物ながら、字義をも思ひての事なるべし、漢籍にも蔡邕が獨斷に、公卿侍中尙書衣帛而朝曰朝臣、諸營校尉將大夫以下、亦爲朝臣と云ることあれど、かの國の書には常にはをさく見えぬ稱なり、

〔姓序考〕朝臣

朝臣姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改められしとき、二曰朝臣とみえしにて、神別のむねとせし氏々に賜へる姓也、舊は阿曾美と云しを、寶龜四年五月辛巳、阿曾美爲朝臣と光仁紀にみえたれば、この御代にしも文字は改められし也、略○中阿曾美はもと阿勢袁臣の約れるもの也、阿勢袁は、古事記中卷日代宮の段倭建命の御歌、又下卷長谷朝倉宮の段袁杼比賣の獻歌などにみえて、吾兄男といへる義あり、又阿勢袁を約めて阿曾ともいへり、阿曾といへることは、古事記下卷高津宮の段天皇の御製歌、又萬葉集第十六廿一等にみえたり、ともに上古の稱言なれば、太古よりありへたる臣姓のうへに、其稱言をそへて、臣姓よりうへなるものとせられたるは、臣姓に對ては甚貴しといふを含まれしなるべし、朝臣をしも第二に置く、ことは眞人姓の氏々は、既に云るごとく、ちかき皇族達にて在ば、臣ながら臣の列にはかぞへがたし、朝臣姓賜へるは、もと臣姓なりしにて、是は神別の氏々の多けく神代より臣達なれば、臣の中には、ことにうへこすものなきとの意にて、吾兄男臣の稱言もて、朝臣の號を思ひよせられし也、師の朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべしといはれしも此義也、

○按ズルニ、寶龜四年五月ニ、阿曾美ヲ朝臣トシ、足尼ヲ宿禰トシタル類ハ、當時此等ノ文字ヲ混用セシヲ改メテ、一般ニ朝臣宿禰ノ字ヲ用キシメタルモノニテ、姓序考ノ說、恐ラクハ非ナラン、